日・英新租税条約締結交渉の基本合意について

- 1.2005年5月26日東京において、日本と英国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の条約」(昭和45年条約第23号)に代わる新租税条約の締結に係る交渉が行われ、このたび基本合意に至りました。
- 2.新条約は、現行条約の内容を全面的に改めるものであり、基本合意された 内容は、OECDモデル条約を基本としつつも、積極的に投資交流の促進を 図り、併せて租税回避の防止のための措置をとるものとなります。

新条約においては、日英間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税(源泉徴収税率)が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当及び一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となります。

3.今後、両国政府部内における必要な手続を経た上で署名が行われ、条約の 内容が確定することとなります。その後、国会での審議を経た上で、新条約 が発効することとなります。

連絡・問い合わせ先:主税局国際租税課

TEL: 03-3581-4111 (ex 5007,5335)